# とよはしハーモニープラン 2023-2026

豊橋市男女共同参画基本計画

令和5年3月 豊 橋 市

#### はじめに

我が国において、急速な少子高齢化とそれに伴う人口減少、 新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した諸問題は、 男女共同参画の重要性を改めて示しております。国際的な 視点では、日本のジェンダー・ギャップ指数(2022年) の順位は146か国中116位、先進7か国では最下位であり、 各国がジェンダー平等に向けた取り組みを加速している中で、 我が国のより一層の取り組みが求められています。



本市におきましても、人口減少や若者の大都市圏への転出超過により、人材不足が顕著になりつつあります。一方、市民の男女共同参画意識については、年々向上しているものの、市民の男女の平等感が広がっているとまではいえない状況であり、「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、SDGsに沿ったまちづくりが重要となっています。

このような社会情勢のもと、本市が多様な価値観やライフスタイルを互いに認め合い、互いを尊重し合う、心豊かに暮らせるまちとして発展していくためには、引き続き、職場、学校、地域、家庭といった、あらゆる分野において男女共同参画を推進するとともに、誰もが自らの希望に応じた柔軟な働き方ができる仕組みづくりが必要不可欠と考えます。

こうした中、本市では、男女共同参画の推進とともに、LGBT等性的少数者が尊重され、安心して暮らすことができる社会を目指し、令和3年度からパートナーシップ制度を実施しました。令和5年4月1日には、性の多様性の尊重に関する規定を追加した「豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例」を施行し、引き続き、性の多様性に関する社会的な理解促進等に取り組んでまいります。

今回、「とよはしハーモニープラン 2018-2022」の計画期間の終了に際し、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現に向け、新たに「とよはしハーモニープラン 2023-2026」を策定しました。このプランでは、令和6年4月の困難女性支援法の施行を見据え、様々な困難を抱える女性に対する支援にも取り組むこととしています。

本プランの推進にあたりましては、市民、事業者、市民活動団体の皆さまにご参加、ご協力をいただきながら、これまで以上に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

最後に、このプランを策定するにあたり市民意識調査やパブリックコメントにご意見、ご協力をいただきました多くの市民の皆さまに心よりお礼申し上げます。

令和5年3月 豊橋市長 浅井由崇

# 目 次

第:	1章	プラン	の策定について	P. 5
第2	2章	豊橋市	の現況	P. 9
第3	3章	プラン	の基本的な考え方	P.15
第4	4章	プラン	の基本目標と施策の方向性	P.21
基	基本	目標1	あらゆる分野での男女共同参画の促進	P.22
基	基本	目標2	男女が働きやすい環境づくり	P.27
基	基本	目標3	健康の保持と安心できる生活環境の整備	P.31
統詞	†資	料等		P.37
参表	<b>号</b> 資	料		P.55
1	1	男女共同	参画社会基本法	P.56
2	2	配偶者か	らの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	P.63
3	3	女性の職	業生活における活躍の推進に関する法律	P.76
2	4	困難な問	題を抱える女性への支援に関する法律	P.89
	5	豊橋市男女	z共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例	P.96
6	5	豊橋市男	女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり審議会規則	P.102
7	7	豊橋市男女	共同参画審議会 委員名簿(令和3年7月5日~令和5年3月31日)	P.103
8			<ul><li>共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり推進会議設置要綱</li></ul>	P.104
			ーモニープラン 2023-2026 豊橋市男女共同参画基本計画 策定経過	P.107
			参画に関する施策の経過(年表)	P.108
		アンケー	· · · · —	P.113
1	2 /	バブリッ	クコメント	P.113

第1章 プランの策定について

## 1 策定の趣旨

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少に歯止めをかけるべく取り組みを進めている我が国にとって、社会全体で取り組むべき重要課題の1つとなっています。このような状況のもと、国は令和2年に「第5次男女共同参画基本計画」を、愛知県は令和3年に社会情勢の変化や国の動向をふまえ、「あいち男女共同参画プラン2025~すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして~」をそれぞれ策定し、全ての人が、自らの意思に基づき個性と能力を発揮し、生涯のあらゆる場面で活躍できる、公正で多様性に富んだ男女共同参画社会の実現に向け、様々な取り組みを進めています。

豊橋市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成 11 年に「とよはし男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。その後、定期的に時勢にあったプランを策定しながら、全市を挙げて男女共同参画に関する取り組みを推進してきました。

このような中、令和3年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な回答をした市民が初めて5割を超えるなど、市民の固定的性別役割分担意識の解消は着実に進んでいるものの、依然としてその意識は残っており、それが今なお、家庭や職場、地域社会における男女共同参画の推進を阻む大きな要因となっているものと考えられます。また、平成27年に成立した、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、社会全体における女性活躍促進の動きが拡大している中、本市においても、あらゆる分野において女性が活躍できるよう、行政、地域社会、事業主がそれぞれの立場で女性の活躍のための取り組みが必要な状況です。

また、令和4年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立したことも踏まえ、性的な被害、家族の状況、DV被害など様々な困難を抱える女性への支援や、令和2年12月に実施された調査(※)によると、およそ11人に1人いるとされるLGBT等性的少数者が安心して心豊かに暮らすことができる社会の実現に向け、社会的な理解促進や権利を侵害する行為の根絶が重要となっています。

今回策定する「とよはしハーモニープラン 2023 – 2026」は、「とよはしハーモニープラン 2018 – 2022」に続くプランとして、社会情勢の変化に応じた新しい方向性を加え策定するものです。

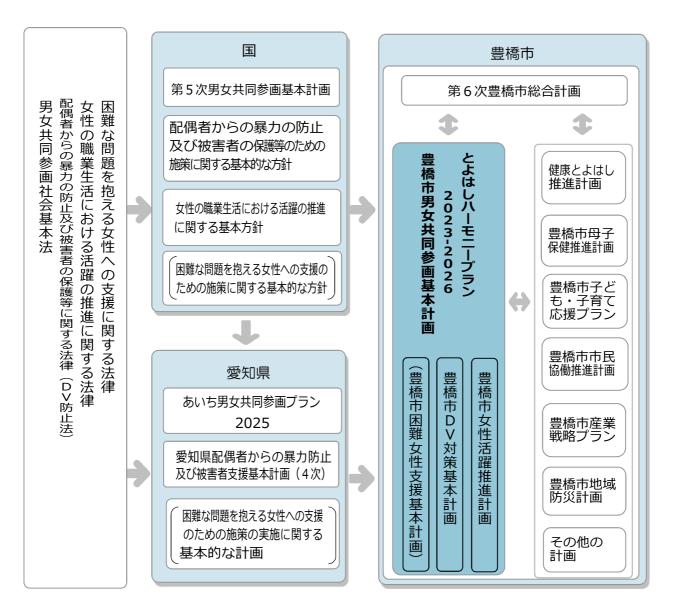
※電通ダイバーシティ・ラボ「LGBTQ+調査 2020」

# 2 プランの位置づけ

このプランは、豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例第11条に基づく「男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策を総合的、計画的に実施するための基本的な計画」です。また、男女共同社会基本法第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。

なお、「第6次豊橋市総合計画」を上位計画とし、そのほか関連諸計画との整合性を図って策定しています。

また、基本目標2は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村推進計画(女性活躍推進計画)」として、基本目標3・施策の方向性(3)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画(DV基本計画)」として位置づけます。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和4年5月25日に公布され、令和6年4月1日に施行されることから、同法の施行時には、基本目標3・施策の方向性(2)を同法第8条第3項に基づく「市町村基本計画(困難女性支援基本計画)」として位置づけることとします。



# 3 プランの期間

令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)までの4年間とします。 なお、期間内でも社会情勢や市民意識の変化などに応じ、見直しを行います。



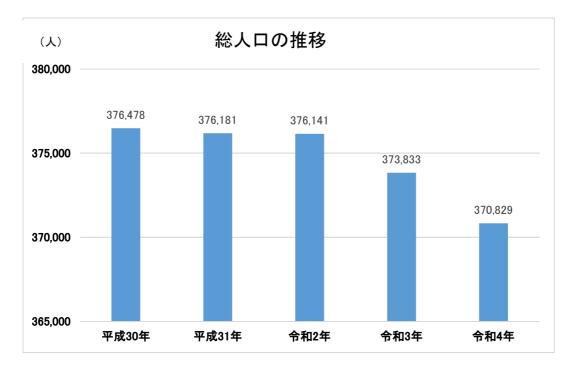
第2章 豊橋市の現況

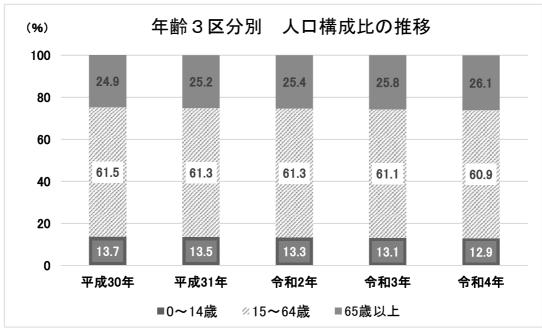
# 1 人口の状況

(1)総人口 …住民基本台帳(令和4年(2022年)4月1日現在) 〔〕内は平成30年(2018年)比370,829人〔5,649人減〕

総人口は、緩やかに減少しています。

年齢3区分別人口構成比は0~14歳(年少人口)と15~64歳(生産年齢人口)の割合が減少し、65歳以上(高齢者人口)の割合が高くなっています。



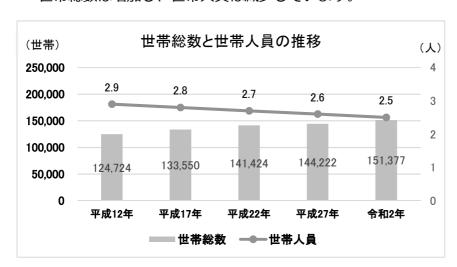


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

## 2 世帯の状況

- (1)世帯総数 …国勢調査/令和2年(2020年) 〔 〕内は平成12年(2000年)比 151,377世帯〔26,653世帯増〕
- **(2)世帯人員** …国勢調査/令和2年(2020年) 〔 〕内は平成12年(2000年)比 2.5人〔0.4人減〕

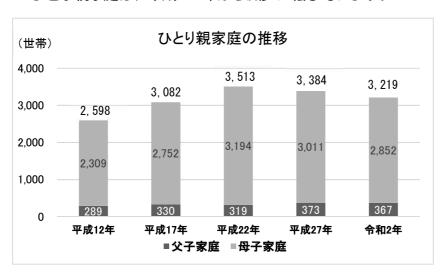
世帯総数は増加し、世帯人員は減少しています。



資料:国勢調査

(3) ひとり親家庭 …国勢調査/令和2年(2020年) 〔 〕内は平成12年(2000年) 比 母子家庭 2,852世帯 〔543世帯増〕 父子家庭 367世帯 〔78世帯増〕

ひとり親家庭は、平成22年から減少に転じています。

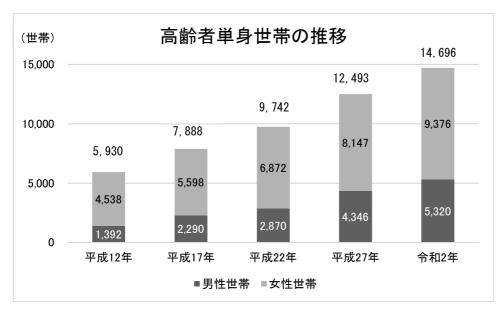


資料:国勢調査

## ※母子家庭・父子家庭:

本表では、国勢調査の結果に基づき「女親と子供から成る世帯」又は「男親と子供から成る世帯」のうち、 18 歳未満の世帯員のいる世帯をいいます。 (4) 高齢者単身世帯 …国勢調査/令和2年(2020年) 〔〕内は平成12年(2000年) 比 女性世帯 9,376世帯〔4,838世帯増〕 男性世帯 5,320世帯〔3,928世帯増〕

高齢者単身世帯は増加を続け、男性の単身世帯数の伸び率が大きい状況です。なお、 女性の単身世帯数は、女性が男性よりも平均寿命が高いこともあり、増加数が大きく、 男性の単身世帯数の2倍近くに上ります。

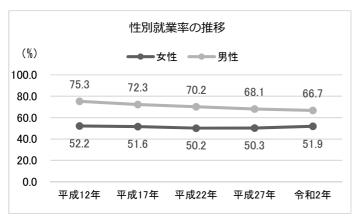


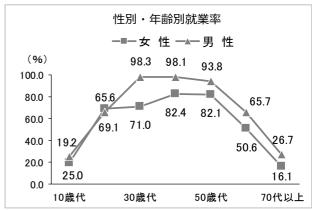
資料:国勢調査

## 3 就業の状況

(1)性別就業率 …国勢調査/令和2年(2020年) 〔 〕内は平成12年(2000年) 比 男性 66.7%〔8.6ポイント減〕 女性 51.9%〔0.3ポイント減〕

就業率は、男性は減少し続けていますが、女性は平成 27 年から増加しています。性別・年齢別就業率では、30 歳代において、男女の就業率の差が最も大きくなっています。



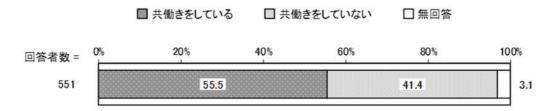


資料:国勢調査

資料: 豊橋市男女共同参画に関する市民意識調査(令和3年)

(2)家庭における就業状況 …市民意識調査/令和3年(2021年)

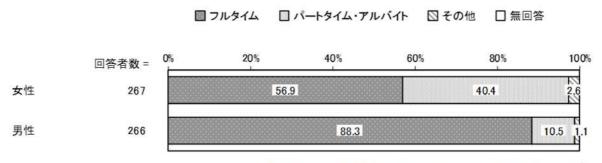
家庭における就業状況では半数以上が共働きをしています。



資料:豊橋市男女共同参画に関する市民意識調査(令和3年)

**(3) 性別雇用形態** …市民意識調査/令和3年(2021年)

性別雇用形態では男性に比べ、女性は非正規雇用が多くなっています。



資料: 豊橋市男女共同参画に関する市民意識調査(令和3年)

第3章 プランの基本的な考え方

## 1 プランの目標像

# 男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会

男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会を実現するためには、

全ての人が性別、性的指向、性自認にかかわりなく、

- ① 人として尊重されること
- ② 個性と能力を十分に発揮することができること
- ③ 多様な生き方を認め合うこと
- ④ 社会の対等な構成員としてあらゆる分野における活動に参画できること

などが実現されることが必要です。つまり、全ての人の人権が尊重され、自らの意思によって、社会のあらゆる場に参画することができ、その利益も、責任も共に分かち合えるようになる必要があります。

こうした、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現を阻む要因には、社会の 仕組みや制度が男性優位であることとともに、人々の意識の問題があげられます。人々の 意識の根底に存在する考え方のうち、「男は仕事、女は家庭」というような固定的性別役 割分担意識や判断基準などは、性別と区別して社会的・文化的性差(ジェンダー)と呼ば れています。この考え方は、「男はこう生きるもの」、「女はこうあるべき」というよう に、様々な形で人の生き方を固定化し、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実 現を阻む大きな要因となっています。また、性別、性的指向、性自認にかかわらず、全て の人が「互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち」の実現に向け、性の多様性について の社会的な理解を深め、LGBT等性的少数者に必要な支援を行うことで、LGBT等性 的少数者の権利が侵害されることなく、生活しやすい環境を整備する必要があります。

このプランでは、人々の意識の啓発とともに、社会のあらゆる場において、全ての人が 性別、性的指向、性自認にかかわらず、共に参画できる環境づくりを進め、男女共同参画 及び性の多様性を尊重する社会の実現を目指していきます。

# 2 プランの基本目標

男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現を目指して、このプランの基本目標 を次のように設定します。なお、このプランでは、設定した3つの基本目標を推進するた め、第4章で施策の方向性を掲げます。

#### 基本目標 1 あらゆる分野での男女共同参画の促進

市民の固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の 解消を進め、男女共同参画を推進します。

また、政策・方針決定の場、地域活動など、社会のあらゆる分野において男女共同参 画を促進します。









#### 基本目標 2 男女が働きやすい環境づくり

職場における男女平等を推進するとともに、女性のスキルアップへの支援により、女 性の希望する就業形態での就職を応援します。また、子育てサービス、介護サービスの 充実や市民、事業主への意識啓発により、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バラン ス) がとれた働きやすい環境整備を進めます。









#### 基本目標3 健康の保持と安心できる生活環境の整備

女性の健康づくりを支援し、性と生殖の自己決定権(リプロダクティブ・ヘルス/ラ イツ)の啓発を進めます。また、様々な困難を抱える女性を支援するとともに、性の多 様性について社会的な理解促進に取り組み、全ての人が性別、性的指向、性自認にかか わらず、自分らしく安心して生活できる環境整備を進めます。











#### ■SDGs について

・平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された令和12年 (2030年)年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するため の17のゴールと169のターゲットから構成されています。



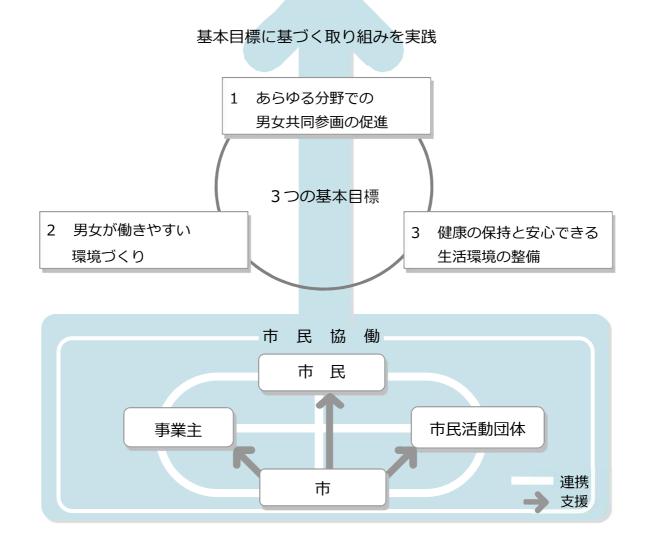
- ・世界中の国が協力して、地球上のさまざまな問題を解決し、発展していくために定めたもので、 地球上の誰一人として取り残さないことを目指しています。
- ・豊橋市は、令和元年(2019年)年7月1日にSDGs未来都市に選ばれました。

# 3 プランの推進イメージ

施策の推進にあたっては、市、市民、事業主、市民活動団体などが協力・連携体制を強化し、協働によって男女共同参画及び性の多様性の尊重に関する取り組みを、総合的、計画的に推進するものとします。また、広く市民からの意見を聴取し、反映させていきます。

市民協働による男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進イメージ

# 男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現



#### ○庁内推進体制

施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内関係部署の連携を強化し取り組みを進めます。また、豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり推進会議や豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり審議会により、その進捗管理を行います。さらに、市自体が一つの事業所として他の事業所のモデルとなるよう庁内の男女共同参画を進めます。

# 4 プランの体系



# 第4章 プランの基本目標と施策の方向性

# 【凡 例】



- : ■新規の取り組み
  - 前プラン(豊橋市男女共同参画行動計画 (とよはしハーモニープラン 2018-2022)) 期間中に新たに企画・実施した取り組み

男女共同参画市民意識調査:

豊橋市男女共同参画に関する市民意識調査

# 基本目標1 あらゆる分野での男女共同参画の促進

市民の固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消を進め、男女共同参画を推進します。

また、政策・方針決定の場、地域活動など、社会のあらゆる分野において男女共同参画 を促進します。









## 指標

+1C+抽	実績		目標	
指標	年度	実績値	年度	目標値
固定的性別役割分担意識に反対する				
(「どちらかといえば反対」を含む)	R 3	57.6%	R 8	70.0%
人の割合	KJ	37.070	K O	70.070
(男女共同参画市民意識調査)				
社会全体でみた男女の地位において、				
男女平等であると感じる人の割合	R 3	9.9%	R 8	18.0%
(男女共同参画市民意識調査)				
学校における男女の地位において、				
男女平等であると感じる人の割合	R 3	54.4%	R 8	70.0%
(男女共同参画市民意識調査)				
   市の審議会等(法律・条例に基づく			<b>.</b> 0	0= 00/
もの)に占める女性委員の割合	R 4	27.2%	R 8	35.0%
校区・町自治会の役員(会長・副会				
長・会計等)に占める女性の割合	R 4	8.8%	R 8	20.0%
男女共同参画センターで実施する	R 3	103人	R 8	150 人
ライフアップセミナーの参加者数 				



【男女共同参画標語・川柳】



【男女共同参画センター「パルモ」】

## 施策の方向性 1-(1)

#### 人権を尊重した男女共同参画意識の高揚

市民の固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消を進めるとともに、男女共同参画の意識向上を図るため、市民が男女平等と感じている割合が低い分野等、実情に即して市民に対する啓発に取り組みます。

#### 【現状】

- 市民の約6割が固定的性別役割分担意識に反対すると答えており、その割合は着 実に増加しています。
- 社会全体で見た男女の地位が「男女平等である」と感じている市民は、約1割に とどまり、市民の男女平等の感覚は広がっていません。特に、政治の場、しきた りや風習、職場において男女平等が進んでいないと感じている人の割合が高くな っています。

#### 【課題】

- 市民の固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイア ス)の解消をより一層進める必要があります。
- 市民が「男女平等である」と感じるまちづくりを進めるため、引き続き、効果的 な意識啓発に取り組む必要があります。
- 政策などの決定の場や職場等、男女平等であると感じている割合が低い分野における男女共同参画をさらに推進する必要があります。
- 社会全体における男性を中心とした組織運営をするという風土の解消が必要です。

### 【主な取り組み】

- 市民の固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイア ス)の解消、男女共同参画意識の向上を目的としたセミナーを開催します。
- 男女共同参画週間(毎年6月23日~29日)や男女共同参画月間(10月)にあわせて、男女共同参画意識を高めることを目的としたイベントを開催します。
- 広報誌のほか、テレビやラジオの放送などにより、各分野における男女共同参画 の取り組みなどを市民に周知します。

New O

○ 男女共同参画の視点からの情報発信ガイドラインを市民や事業主に周知します。

# 施策の方向性 1-(2) 男女共同参画教育の推進

子どもの頃から男女共同参画への理解を深め、個性と能力を自由に発揮しながら成長できるよう、男女共同参画意識の醸成につながる教育を充実します。また、学校において、LGBT等性的少数者の理解促進につながる性の多様性についての教育を行います。

#### 【現状】

- 学校においては、「男女平等である」と感じている市民は5割を超えており、他 の分野よりは高い傾向にあります。
- 子育てにおいて「男の子らしさ、女の子らしさにとらわれず、個性(その子らしさ)を尊重するのがよい」と考える市民は約8割で、増加傾向が継続しています。
- 男女平等のための学校教育のあり方として、「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」や「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」ことが必要と答えた市民がそれぞれ6割を超えています。

## 【課題】

- 学校教育における男女共同参画教育のさらなる充実が必要です。
- 学校での教育のほか、家庭においても男女共同参画について考える機会が必要です。
- 進路選択において、性別による無意識の思い込みを排除し、本人の希望や能力に 基づく進路選択を促進する必要があります。
- 学校教育の場においても、性の多様性についての理解促進の取り組みを進める必要があります。

#### 【主な取り組み】

○ 市内の小・中学校において、出前講座や啓発パンフレットの配布により、学校や 家庭での児童・生徒の男女共同参画意識の向上に取り組みます。



- 市内の小・中学校において、出前講座や啓発パンフレットの配布により、性の多様性の理解促進に取り組みます。
- 保健体育や特別活動の授業で「保健体育」の教科書の使用、出前講座により性教育を行います。

New (

女子生徒やその保護者を対象とした、理工系分野の職業の魅力を発信するセミナーの開催により、理工系分野に関心がある女子生徒の希望通りの進路選択を促進します。

## 施策の方向性 1-(3)

## 政策や方針決定過程・地域社会における女性参画の促進

行政や地域など、様々な場面における政策・方針決定過程や地域社会における女性の 参画を進めます。

#### 【現状】

- 市の審議会等に占める女性委員の割合は、約3割で推移しており伸び悩んでいます。
- 地域活動に参加している女性の割合は、約7割で増加傾向が継続していますが、 自治会役員に占める女性の割合は約1割にとどまっています。
- 政策などの決定の場への女性の参画状況が低い理由として、「男性中心の組織運営」「家庭・職場・地域における固定的な性別役割分担、性差別意識」「女性の活動を支援する体制の不足」と答えた市民の割合が高い状況です。

#### 【課題】

- 政策や方針決定過程の場において女性の参画を拡大し、全ての人が共に協力し、 活動しやすい環境づくりを進める必要があります。
- 市の審議会等において、積極的に女性登用を進める必要があります。
- 男性中心の組織運営を行う風土の解消に向けた意識改革に加え、女性が活動する ための支援体制の整備が必要です。

#### 【主な取り組み】

- 市の審議会等での女性委員の参画を推進します。
- 自治会活動において、女性の役員としての参画の促進に向けた意識啓発や理解促 進に取り組みます。



- 自治会活動のデジタル化推進等により、自治会役員の負担軽減や参加手法の多様化を図ることで、自治会活動における女性活躍を促進します。
- 地域防災の現場で女性が活躍できる環境整備を推進します。

# 施策の方向性 1-(4) 男女共同参画センターの充実

男女共同参画センターの情報収集・発信や各種団体の活動拠点としての機能の充実により、市民が取り組む男女共同参画に関する活動を支援します。

### 【現状】

- 男女共同参画センターを利用したことがある市民は、約3%にとどまっています。 また、約9割の市民が施設について知らないと答えています。
- 男女共同参画センターの事業のうち、充実してほしいものとして、「特定のテーマを幅広く学ぶための短期講座」は市民の約5割、「女性のための講座・催し物」「家族が一緒に参加できる講座・催し物」「事業の企画・運営などを市民とともに行う市民参画型の講座」は市民の約3割がそれぞれ答えています。
- 男女共同参画センターは女性団体の活動を支援していますが、活動する女性団体 数は減少傾向にあります。

#### 【課題】

- 男女共同参画センターを知らない市民が多いため、さらなる周知が必要です。
- 男女共同参画センターを拠点に活動する団体への活動支援や、市民のニーズを踏まえたセミナー・イベントの開催、様々な情報発信に取り組み、男女共同参画推進の拠点施設としての機能をより一層発揮することが必要です。

#### 【主な取り組み】

- 広報誌の発行やホームページの充実により、男女共同参画センターの事業内容を 広く市民に周知するとともに利用促進に取り組みます。
- 市民ニーズを踏まえた内容の「ライフアップセミナー」の実施や「豊橋男女共生 フェスティバル」の開催により、市民の男女共同参画意識の向上に取り組みます。
- 書籍・資料等の整備を進めるとともに、男女共同参画に関する情報を発信します。

New

○ Wi-Fi環境や託児設備を活用し、女性団体の活動支援のほか、テレワークや Webセミナー等の受講といった様々な利用ニーズに対応した運営を行います。

# 基本目標2 男女が働きやすい環境づくり

職場における男女平等を推進するとともに、女性のスキルアップへの支援により、女性の希望する就業形態での就職を応援します。また、子育てサービス、介護サービスの充実や市民、事業主への意識啓発により、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれた働きやすい環境整備を進めます。









## 指標

<b>北村</b>	実績		目標	
指標 	年度	実績値	年度	目標値
農業分野における家族のルール作成 数(家族経営協定締結数)	R 3	294 経営体	R 8	340 経営体
市職員の管理職に占める女性の割合	R 3	19.4%	R 8	25.0%
学校における管理・指導部門(校長・ 教頭・主幹教諭・教務主任・校務主任) に占める女性教員の割合	R 4	41.3%	R 8	45.0%
女性(30~39 歳)の就業率	R 3	71.0%	R 8	80.0%
豊橋公共職業安定所管内(※)の男性 育児休業給付金の初回受給者数	R 3	139人	R 8	170人
市職員の男性職員の育児休業取得率	R 3	29.0%	R 8	35.0%

※豊橋公共職業安定所管内:豊橋市・田原市



【公立保育所】



【男性の家事・育児参画】

雇用機会や待遇における男女の格差の解消、男性中心型労働慣行の見直し、多様な働き方の活用等により、職場における男女平等の推進や働きやすい環境の整備を進めます。

### 【現状】

- 職場における男女の地位評価について、「男性の方が優遇されている」と答えた 市民は約6割である一方、「平等である」と答えた市民は約14%で、職場におけ る市民の平等感は依然として低い状況です。
- 農業分野における家族のルール作成数(家族経営協定締結数)は、294 経営体 (令和3年度)で順調に増加しています。
- 市職員の管理職の女性の割合は、約2割で順調に増加しています。
- 女性教員の割合は7割弱ですが、管理・指導部門(校長・教頭・主幹教諭・教務 主任・校務主任)に占める女性教員の割合は約4割です。
- 労働施策総合推進法の改正にあわせ男女雇用機会均等法等が改正され、令和2年 6月から職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策が強化されました。
- 令和4年7月の女性活躍推進法に関する制度改正により、労働者数301人以上の事業主については、「男女の賃金の差異」の公表が義務付けられました。

#### 【課題】

- 男女間の差がない働き方ができるよう環境整備を進める必要があります。
- ハラスメントの撲滅に向けて、継続的な取り組みが必要です。

#### 【主な取り組み】

- 事業主等に対する労働関係法令の周知や労働環境の改善に関する情報提供を行う ことで、女性活躍への理解促進やハラスメントの撲滅等の啓発に取り組みます。
- 企業の職場環境整備の取り組みを支援することで、女性も働きやすい職場づくりを進めます。
- 女性農業団体への活動支援や女性農業者の研修により、農業分野における女性の 地位向上に取り組みます。
- 市役所(消防職員含む)において、女性登用や多様な働き方の推進により、誰も がいきいきと活躍できる職場づくりを進めます。
- 学校における管理部門・指導部門(校長・教頭・主幹教諭・教務主任・校務主任)への女性登用を推進します。

New

○ 豊橋市消防本部において、育児休業から復帰した女性消防職員の活躍を推進する ため、救急需要が集中する平日の日中に稼働する「本部日勤救急隊」を組織します。 女性のキャリア形成・スキルアップへの支援等により、希望する就業形態での就職 を応援します。また、離職した女性の再就職支援に取り組みます。

### 【現状】

- いわゆる「M 字カーブ」の底である女性(30~39 歳)の就業率は、約7割です。
- フルタイム・パートタイム等の雇用形態での就業者の割合は、依然として男女間 に大きな隔たりがあります。
- 離職した女性が再就職を考えたときに基準とすることについて「働く時間や場所を最も重視して、パート・アルバイトなどで再就職する」と答えた女性が約4割、「仕事と家事・育児・介護の両立のしやすさなどを重視し、正社員として再就職する」と答えた女性が約3割で高く、次いで「これまでの知識や経験を生かして働けることを重視し、正社員として再就職する」と答えた女性の割合が高い状況です。

#### 【課題】

- 非正規雇用により就業する女性のうち、正規雇用による就業を希望する女性について、正規雇用による就業への転換を促進する必要があります。
- 離職した女性に対する再就職に向けた支援が必要です。

#### 【主な取り組み】

○ 正規雇用による就業を目指す女性の資格取得の支援を行います。



- 女性デジタル人材育成の支援を行います。
- 離職した女性の再就職のためのセミナーを行います。
- 保育士と保育所等とのマッチングにより、保育士資格を有する女性の就職を支援 します。

## 施策の方向性 2-(3)

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

豊橋市女性活躍推進計画

男女がともに仕事と生活を両立し、働き続けることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めるとともに、子育てサービスや介護サービス等の支援体制を充実します。

#### 【現状】

- 男性が育児や介護で休みをとることについて「とったほうがよい」と思う市民が 8割を超えています。
- 「家庭」「仕事」「地域活動」の優先度の度合いについて、希望の状況と現実の状況を比較すると、男女とも「仕事」の優先度は希望の状況が現実の状況を大きく下回っています。なお、女性は希望の状況にかかわらず、「家庭」を優先している人が多いことがうかがえます。
- 女性が働き続けるために必要と思うことについて、「保育園や児童クラブなど、 子どもを預けられる環境の整備」と答えた市民は8割を超えています。
- 令和3年6月の育児・介護休業法の改正により、「産後パパ育休」の創設や育児 休業の分割取得が可能となる制度改正のほか、対象者への個別の周知・意向確認 措置が義務付けられました。

#### 【課題】

- 事業所における男性従業員の育児や介護のための休暇取得への理解促進と支援が 必要です。
- 男性が主体的に家事、育児、介護に参画するよう市民への意識啓発が必要です。
- 子育てや介護と仕事を両立できるよう、ニーズに対応した子育てや介護の支援が 必要です。

#### 【主な取り組み】

○ 男性の育児・介護休暇取得についての社会的な理解促進の取り組みを進めるとと もに、男性の家事、育児、介護への参画を促進するセミナーや講座の実施によ り、意識啓発に取り組みます。



- 市役所において、職員に対する「職員のための子育てサポート BOOK」を周知するとともに、育休制度に関する説明会を開催するなど、男性職員も女性職員も子育てしやすい職場づくりを進めます。
- 多様な二一ズに対応した幼児教育・保育サービスを提供するとともに、国が実施 する幼児教育・保育の無償化のほか、市独自の保育料等の負担軽減に取り組みます。
- 小学生の放課後の適切な遊び場や生活の場を提供します。
- 介護保険制度の着実な実施とともに、介護と仕事の両立のための支援を行います。

# 基本目標3 健康の保持と安心できる生活環境の整備

女性の健康づくりを支援し、性と生殖の自己決定権(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(※))の啓発を進めます。また、様々な困難を抱える女性を支援するとともに、性の多様性について社会的な理解促進に取り組み、全ての人が性別、性的指向、性自認にかかわらず、自分らしく安心して生活できる環境の整備を進めます。











### 指標

七冊	実績		目標	
指標 	年度	実績値	年度	目標値
市の子宮頸がん検診受診率 (20~69歳) 市の乳がん検診受診率 (40~69歳)	R 3	子宮頸がん 13.8% 乳がん 15.6%	R 8	子宮頸がん 20.0% 乳がん 25.0%
就労自立促進事業により就職に結び ついたひとり親の割合	R 3	60.0%	R 8	70.0%
女性相談(電話・面接・法律)の件数	R 3	1,889 件	R 8	2,000 件
DV相談窓口の認知度	R 3	36.2%	R 8	50.0%
LGBT等性的少数者について言葉 も内容も知っている市民の割合 (男女共同参画市民意識調査)	R 3	52.3%	R 8	75.0%
LGBT相談の件数 (令和2年度からの累計件数)	R 3	7件	R 8	20 件

#### ※リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康):

人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指します。

### ※リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利):

全てのカップルと個人が、子どもを産むか産まないか、子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利をいいます。

## 性の理解と性差を踏まえ、ライフステージに応じた健康づくりの支援を充実します。

## 【現状】

- 女性のライフステージごとの健康は、女性ホルモンの分泌量と深く関わっており、 分泌量の増減に伴う女性特有の病気やトラブルがあります。
- 性別や妊娠の希望の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、 自分の身体への健康意識を高めること(プレコンセプションケア)が必要とされ ています。
- 妊娠・出産は女性の健康にとっての大きな節目の一つであり、不妊・不育相談や 流産、死産を経験した人への支援(グリーフケア)も必要とされています。
- 女性の社会進出が進み、全雇用の4割以上が女性で占められ、25歳~44歳の女性の約8割が就業しています。また、働く女性のうち、45歳~59歳の更年期世代の割合が増加しています。
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による精神保健上の問題だけでなく、 雇用や所得などの経済面、育児、介護など様々な要因から女性の自殺者数の増加 がみられます。
- 子宮頸がんは、20~30歳代の若い女性に増えてきており、40歳代後半がピークになっています。また、子宮頸がんの予防効果が高いとされている、HPVワクチン(※)が国の専門部会で安全性と有効性の審議の結果、積極的な勧奨を再開する方針となりました。

#### 【課題】

- 性への理解を深め、性差を踏まえた健康づくりをライフステージに応じて進める ために、関係機関との連携が必要です。
- 安心して安全に妊娠・出産ができるよう、切れ目のない支援体制が必要です。
- 女性の「健康」という視点からのサポートや社会の認知理解が十分でなく、女性 が働きやすい環境になっているとは言い難い現状があります。
- メンタルヘルスの啓発や関係機関が連携し支援する体制の推進が必要です。
- コロナ禍によりがん検診及び特定健康診査の受診控えがみられました。若い世代からがん検診、特定健康診査の受診やHPVワクチン接種に繋がるような体制づくりが必要です。

#### 【主な取り組み】



- ライフステージに応じた健康教育や、ICTを活用した健康づくりなどに、多く の市民が参加するよう、関係機関と更なる連携をしていきます。
- 胎児の成長や妊婦の健康維持のため、健診や相談など産前産後にわたり切れ目ない支援を実施します。また、妊娠を望むパートナー間の不安の軽減を図ります。

New

- 職場における女性の健康に関する相談体制の構築やヘルスリテラシー向上施策を 通じて、女性がセルフケアを行いつつ、健康が維持できる体制の整備や、女性の 健康に関する啓発を進めます。
- 市民へこころの健康に対する正しい知識の普及啓発や各支援機関の人材育成を推 進するとともに、連携強化を図ります。

New

○ 女性に特有な健康課題を踏まえ、若い世代から好発年齢に合わせたがん検診及び 特定健康診査等の受診率向上や、HPVワクチンの接種率向上を目指し、受診し やすい体制整備とともに正しい知識の普及啓発を行います。

#### ※HPVワクチン:

HPV(ヒトパピローマウイルス)は、性的接触のある女性であれば50%以上が生涯で一度は感染するといわれている一般的なウィルスで、子宮頸がん等、多くの病気の発生に関わっています。HPVワクチンは、子宮頸がんの原因となるHPV感染症を防ぐ効果があります。

家庭の状況、地域社会との関係性など、様々な事情により生活に困難を抱える女性が 安心して生活できるとともに、あらゆる場面に参画できるよう必要な支援を行います。

### 【現状】

- 女性の高齢者単身世帯は増加を続けており、令和2年度には9,376世帯となっています。
- 女性相談の件数は年々増加し、平成 28 年度の 1,581 件から令和 3 年度は 1,889 件に 5 年間で 1.2 倍に増加しました。
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による解雇・収入減や孤立・孤独といった困難に多くの女性が直面しています。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」に、女性に対する暴力は重大な人権侵害であることが明記されています。

## 【課題】

- 障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人をはじめ、貧困や病気などにより、様々な生活上の困難を抱える女性に対し、実情に沿った支援を行うことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、困窮や孤立・孤独のため不安 を抱える女性が増加しており支援が必要です。
- 言葉やSNSなども含めた望まない性的な言動について防止する必要があります。

## 【主な取り組み】

○ 障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人などの様々な困難を抱える女性に対して 実情に応じた生活支援や自立支援に取り組みます。



○ ひとり親家庭の経済的自立を図るため、養育費の取り決めにかかる公正証書作成 費用等の助成や、離婚前後に養育費に関するセミナーを実施します。



困難を抱える女性へのアウトリーチ型等の寄り添った支援を行うとともに、SNSによる相談に取り組みます。



様々な理由で生理用品を入手できない女性に対して、相談窓口などで生理用品の 無料配布を実施します。



○ 性暴力の根絶に向けた啓発を行います。

DVの根絶に向け市民に対する啓発を行うとともに、被害者に寄り添った相談や支援を行います。

#### 【現状】

- 「DVを受けた経験がない」と答えた市民は8割を超えている一方、「何らかの DVを受けた経験がある」と答えた市民は1割強で、男女別の比較では女性が男性の3倍に上ります。
- 「DV相談を知らない」と答えた市民は約6割に上り、DV相談の市民の認知が 進んでいるとはいえません。
- 「何らかのDVを受けた経験がある」と答えた市民のうち、誰にも相談しなかった市民が約5割で、男性のみでは約6割に上ります。誰にも相談しなかった理由として、「相談するほどのことでもないと思ったから」と約5割の市民が、「相談しても解決できないと思ったから」「自分さえ我慢すればよいと思ったから」とそれぞれ約4割の市民が答えています。

#### 【課題】

- あらゆる世代へDV防止に関する啓発活動を進めていく必要があります。
- 市民のDVそのものの理解度の向上により、身体的・精神的・性的なDVのほか、 経済的なDVにあたる行為や状況があったときに被害者がそのことを認識することが必要です。
- 市民のDV相談の認知度を向上する必要があります。
- DV被害者がためらうことなく相談できる環境を整えるとともに、多様な相談内容に的確に対応できるよう、相談員のスキルをより一層高める必要があります。
- 被害者の背景や事情に十分に配慮し、被害者の救済や自立支援に向け、引き続き 関係機関が連携していく必要があります。

#### 【主な取り組み】

- 暴力を許さない社会の実現に向け、社会全体で人権尊重意識を共有することができるよう、関係機関と連携した啓発に取り組みます。
- DVの理解度やDV相談の認知度向上に取り組みます。
- 市内の高等学校等で「デートDV出前講座」を実施します。
- D V被害者が安心して相談できるよう、相談員のスキルアップを図ります。
- DV被害者が自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、生活、 就業、住宅の確保、子どもの就学・保育等の支援を行います。
- DV被害者に係る情報の保護のため、住民基本台帳事務における支援措置を実施します。

性の多様性についての社会的な理解を進め、LGBT等性的少数者が安心して生活できるよう支援を充実します。

#### 【現状】

- LGBT等性的少数者について、「言葉も内容も知っていた」又は「言葉だけは知っていた」と答えた市民は約7割で、市民の認知度は高まっているものの、否定的な考えを持つ市民もいることから、性の多様性に関する市民の理解が十分に進んでいるとはいえません。
- LGBT等性的少数者が安心して心豊かに生活できることを目的に、パートナーシップ制度(※)を実施しています。
- 国が定めるセクシュアル・ハラスメントに係る規定の一部が改正され、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの対象に同性に対するものが含まれ、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、その対象となることが規定されました。

#### 【課題】

- 市民の性の多様性に関する認知度の向上や、より一層の理解促進に取り組む必要があります。
- LGBT等性的少数者について否定的な考えを持つ市民が一定数存在することから、市民の意識向上が必要です。
- 事業所における性の多様性の理解促進により、LGBT等性的少数者が安心して 就業できる職場環境の整備が必要です。
- LGBT等性的少数者に対して、それぞれの実情に応じた支援を行う必要があります。

#### 【主な取り組み】

○ 市民に対する性の多様性の理解促進に、より一層取り組みます。



○ 事業所における性の多様性の理解促進に取り組みます。



LGBT等性的少数者に関する相談体制の確保や、パートナーシップ制度により LGBT等性的少数者を支援します。



○ 市の申請書、届出書等の様式の性別欄を見直します。

New

○ 市内の小・中学校において、出前講座や啓発パンフレットの配布により、性の多様性の理解促進を図ります。 再掲

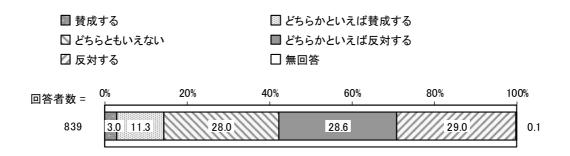
## ※パートナーシップ制度:

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性 的少数者である2人が、市長に対して、互いがパートナーであることを宣誓し、市長が宣誓書を受領し たことを証明する制度。

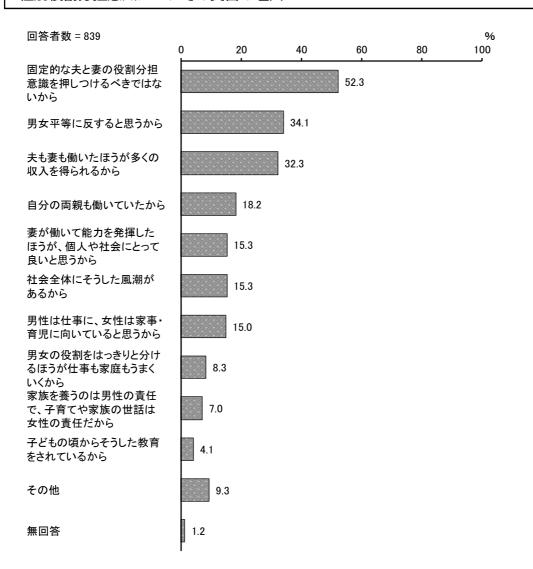
# 統計資料等

## 基本目標1 あらゆる分野での男女共同参画の促進 施策の方向性 1-(1) 人権を尊重した男女共同参画意識の高揚

### 「男は仕事、女は家庭」という考え方(性別役割分担意識)についての賛否



### 性別役割分担意識についての賛否の理由



### 社会全体の男女の地位評価

- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等である
- ☑ 女性の方が非常に優遇されている
- □ 無回答

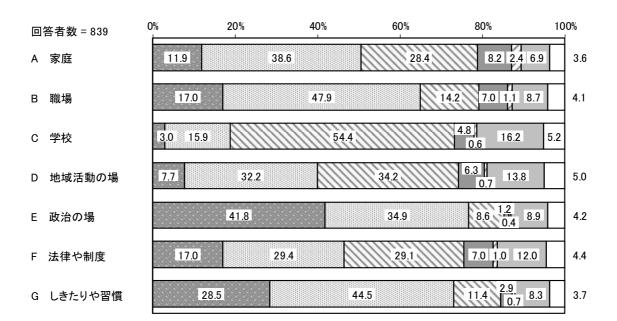
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- □ わからない



### 各場面および分野の男女の地位評価

- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等である
- ☑ 女性の方が非常に優遇されている
- □ 無回答

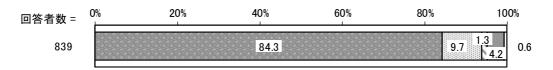
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- □ わからない



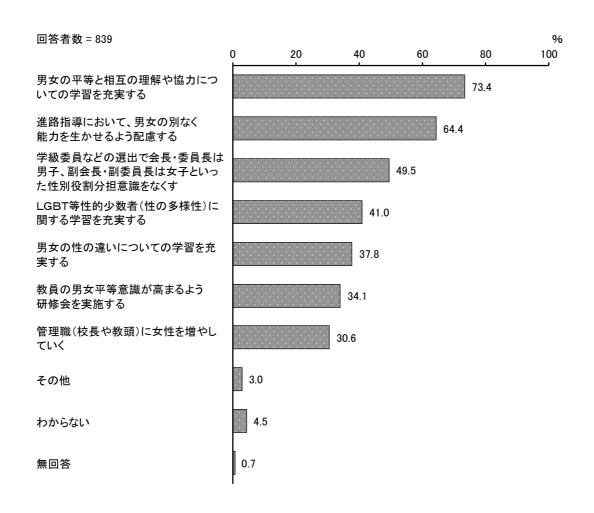
### 施策の方向性 1-(2) 男女共同参画教育の推進

### 子育てについての考え方

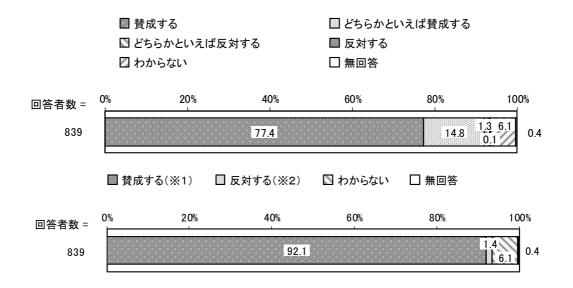
- 男の子らしさ、女の子らしさにとらわれず、個性(その子らしさ)を尊重するのがよい
- 男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい
- ■その他
- ■わからない
- □ 無回答



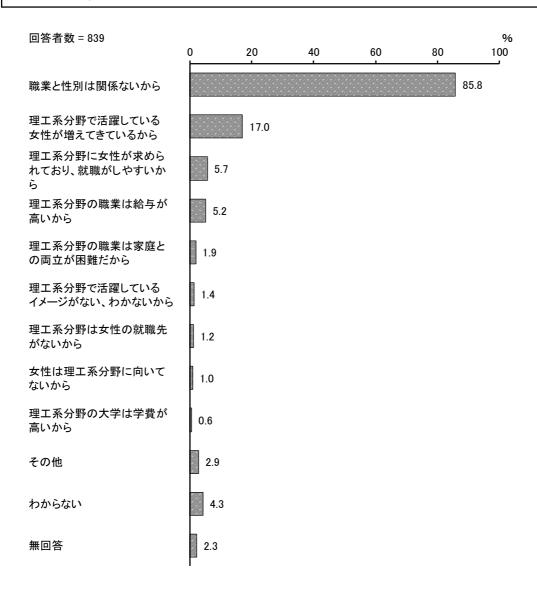
### 男女平等の人間関係をつくるために学校教育の場で必要と思うもの



### 女性が理工系分野の職業を目指すことについての賛否

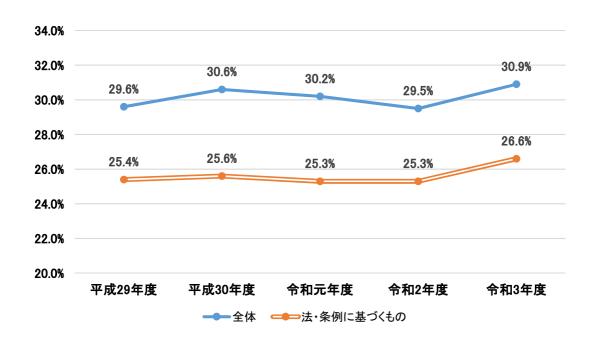


### 女性が理工系分野を目指すことについての賛否の理由

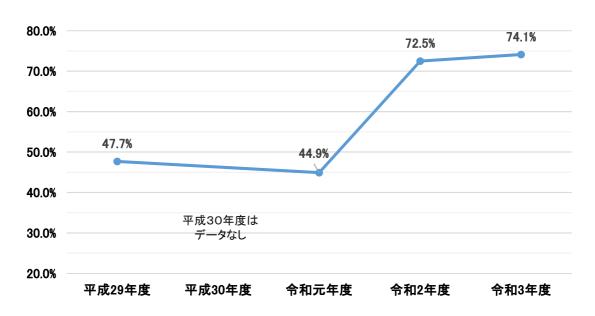


### 施策の方向性 1-(3) 政策や方針決定過程・地域社会における女性参画の促進

市の審議会等に占める女性委員の割合

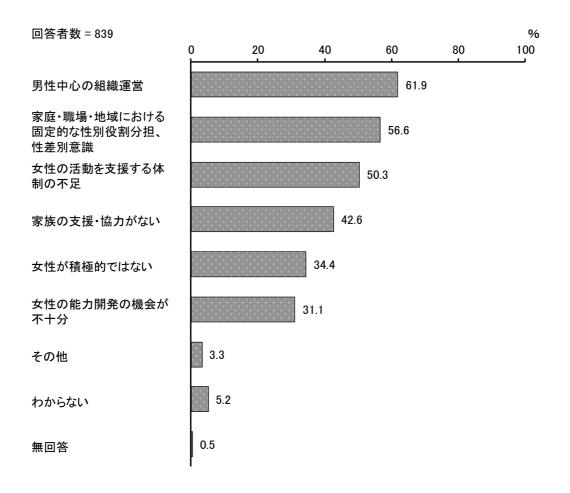


### 地域活動に参加している女性の割合(広報広聴課 市民意識調査)



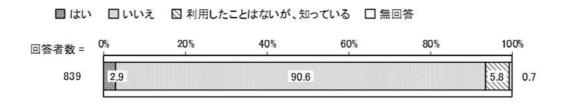
※アンケート用紙の設問における、まちづくり活動の説明は、令和元年度までは「自治会などの地域活動、NPO活動、ボランティア活動等」、令和2年度以降は「530運動や資源回収など自治会による地域活動、ボランティア活動など」と表記

### 政策などの決定の場への女性の参画状況が低い理由

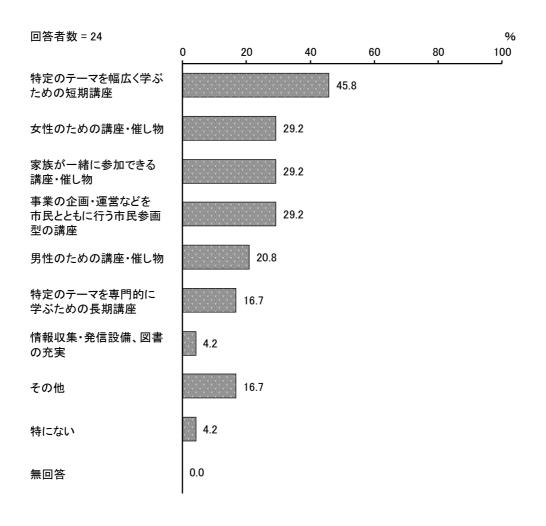


### 施策の方向性 1一(4) 男女共同参画センターの充実

### 男女共同参画センター「パルモ」の利用の有無



### 男女共同参画センターの事業として充実してほしいもの

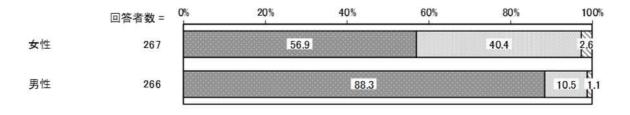


### 基本目標2 男女が働きやすい環境づくり

### 施策の方向性 2一(1) 雇用や就業における男女平等の推進

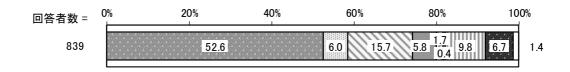
### 男女別の雇用形態

#### ■ フルタイム □ パートタイム・アルバイト □ その他 □ 無回答

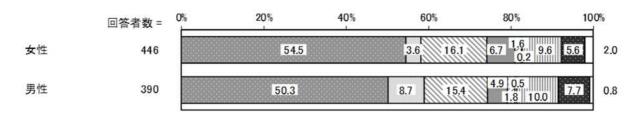


### 女性が仕事をすることについての考え

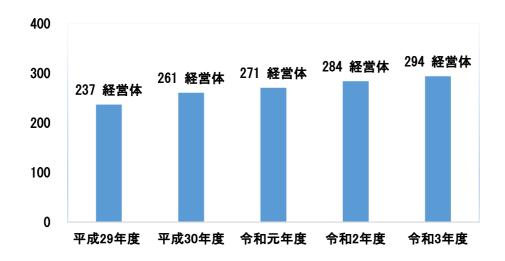
- 子どもができたら産休・育休・時短勤務などを利用して、仕事をずっと続けるのがよい
- 子育てを機に退職し、子どもが育ったらフルタイムの仕事に就くのがよい
- □ 子育てを機に退職し、子どもが育ったらパートタイムの仕事に就くのがよい
- 子どもができるまでは仕事をするのがよい
- ☑ 結婚するまでは仕事をするのがよい
- 女性は仕事をしない方がよい
- □その他
- わからない
- □ 無回答

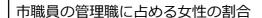


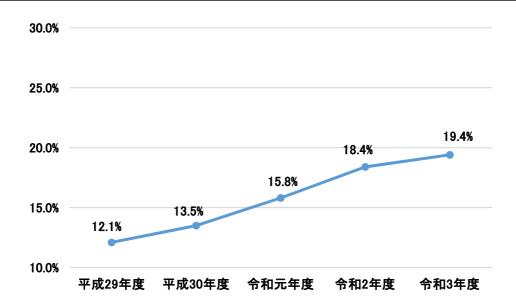
#### 【性別】



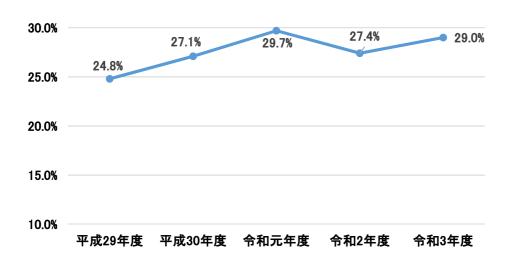
### 農業分野における家族経営協定締結数の推移







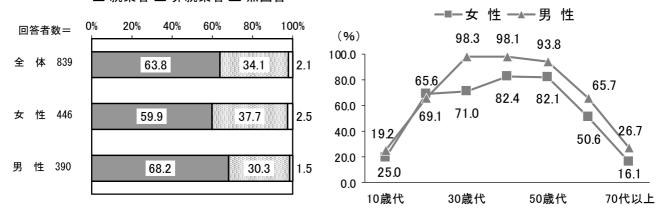
### 市職員の主査職に占める女性の割合



### 施策の方向性 2-(2) 女性の就業支援

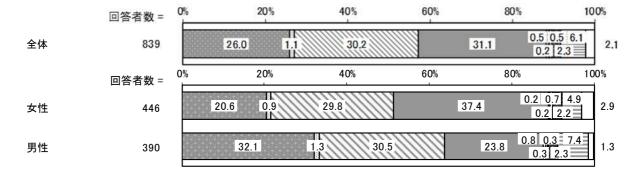
#### 男女別就業者の割合

#### ■ 就業者 ■ 非就業者 □ 無回答

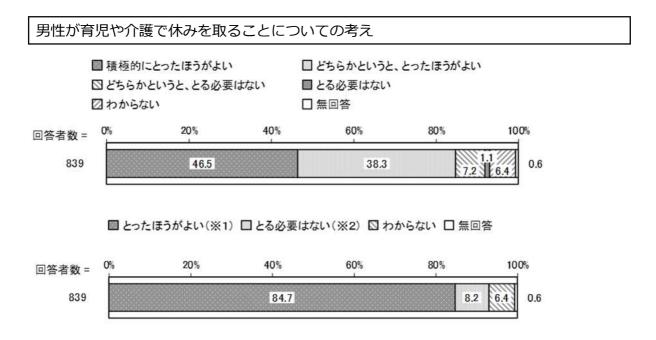


#### 離職した女性が再就職を考えたときに基準とすること

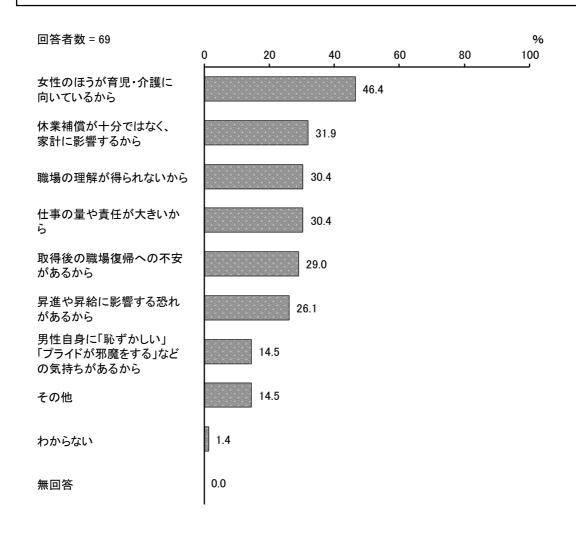
- これまでの知識や経験を生かして働けることを重視し、正社員として再就職する
- 新たな技能・スキルの資格を取得して、正社員として再就職する
- □ 仕事と家事・育児・介護の両立のしやすさなどを重視し、正社員として再就職する
- 働く時間や場所を最も重視して、パート・アルバイトなどで再就職する
- ☑ これまでの経験を生かしてボランティアやNPO 活動で地域に貢献する (育児・介護ボランティア、PTA、防災・治安パトロール、リサイクル活動など)
- これまでの経験を生かして企業またはNPO の立上げを行う (小売店経営、IT企業設立、ボランティア団体設立など)
- □ 家事以外で活動する必要はない
- その他
- 目 わからない
- □ 無回答



### 施策の方向性 2一(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

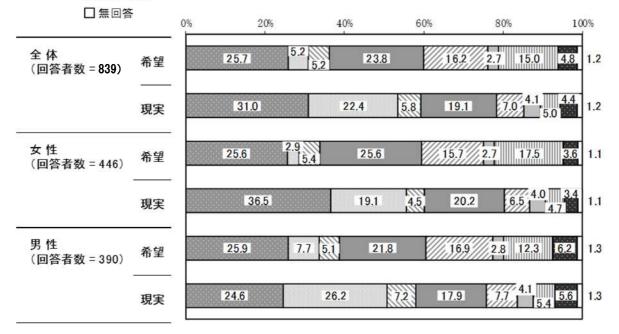


男性が育児や介護で休みを「どちらかというと、とる必要はない」「とる必要はない」と 考える理由

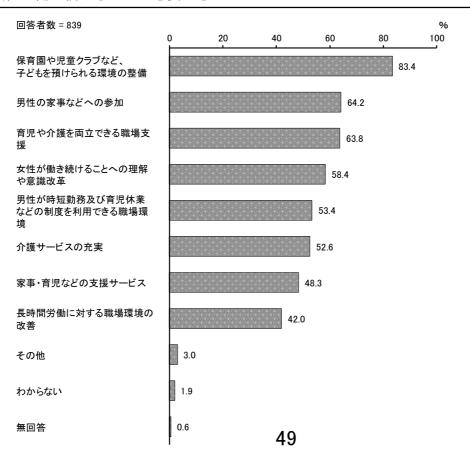


### 「家庭」「仕事」「地域活動」の関わり方(希望と現実)別

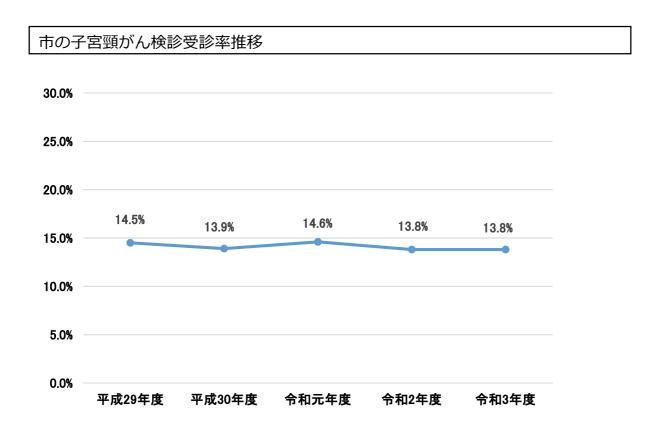
- ■「家庭」を優先している
- □「仕事」を優先している
- □「地域・個人の活動」を優先している
- ■「家庭」と「仕事」をともに優先している
- ☑「家庭」と「地域・個人の活動」をともに優先している
- □「仕事」と「地域・個人の活動」をともに優先している
- □「家庭」と「仕事」と「地域・個人の活動」をともに優先している
- わからない



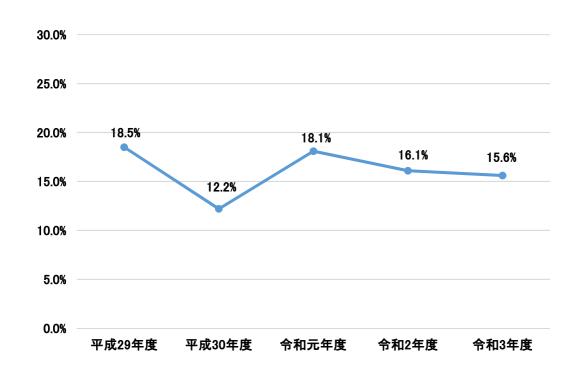
### 女性が働き続けるために必要と思うこと



# 基本目標3 健康の保持と安心できる生活環境の整備 施策の方向性 3-(1) 生涯を通じた健康づくりへの支援

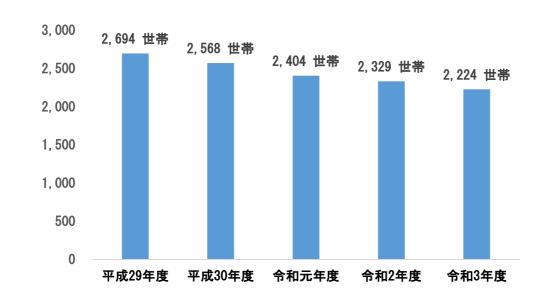


### 市の乳がん検診受診率推移

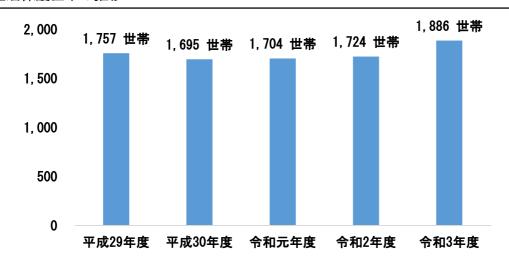


### 施策の方向性 3-(2) 様々な困難を抱える女性への支援

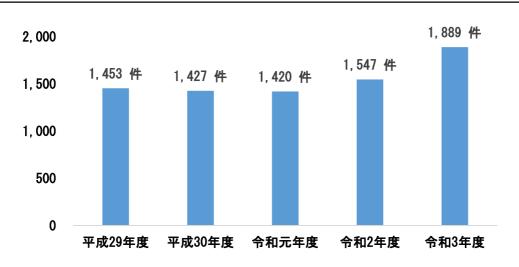
### 児童扶養手当受給世帯の推移



### 生活保護世帯の推移

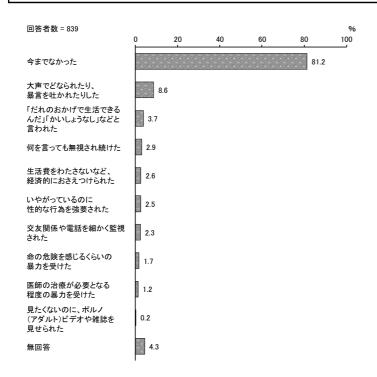


### 女性相談件数の推移

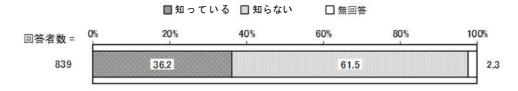


### 施策の方向性 3一(3) DV(パートナー等からの暴力)の根絶

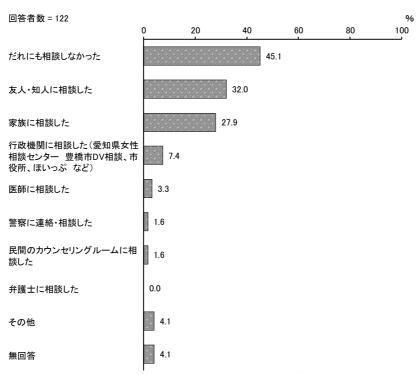
### 配偶者や交際相手から暴力(DV)を受けた経験



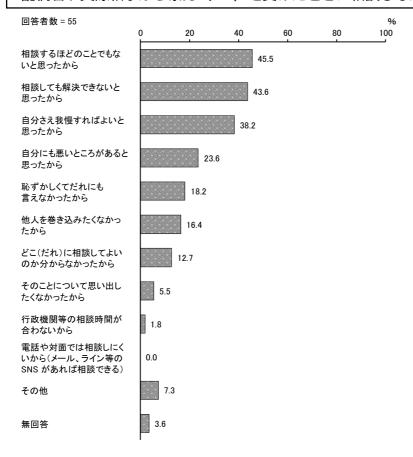
#### DV 相談の認知度



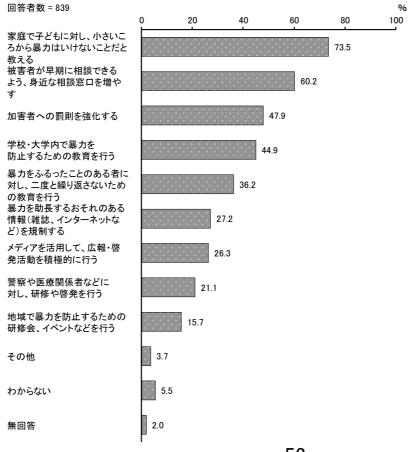
#### 配偶者や交際相手から暴力(DV)についての相談相手



### 配偶者や交際相手から暴力(DV)を受けたときに相談しなかった理由



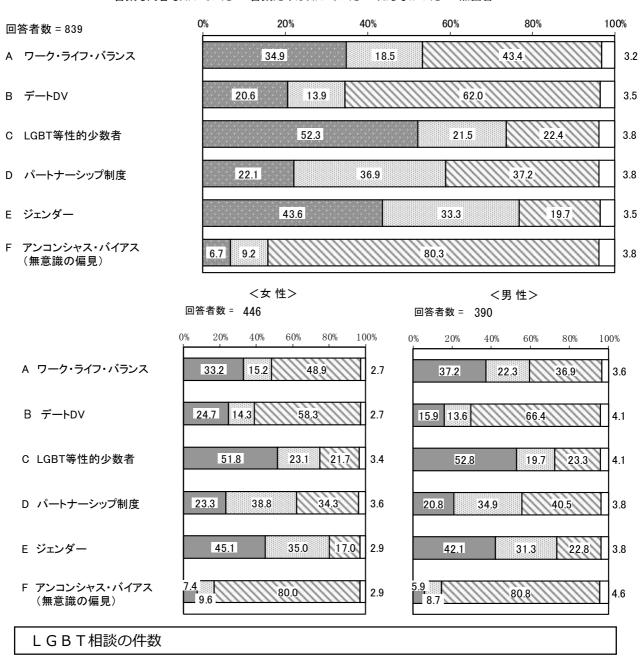
### 配偶者や交際相手から暴力(DV)を防止するために必要と思うこと

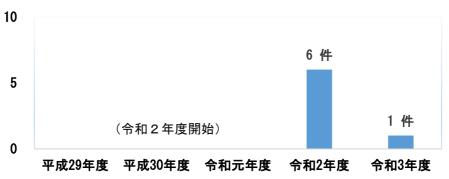


# 施策の方向性 3 —(4) 性の多様性の理解促進と L G B T 等性的少数者に対する支援

#### 「LGBT等性的少数者」「パートナーシップ制度」の言葉の認知度

■ 言葉も内容も知っていた 🗏 言葉だけは知っていた 🗅 知らなかった 🗆 無回答





# 参考資料

### 1 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な 役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことによ り、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度 又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように 配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにか んがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に 準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を 有する。

#### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければ ならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推 進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議 の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六○·一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域 における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共 同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう 適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一○二·全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一○二·全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成 の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係 各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一○二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一○二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一○二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者 の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二·全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一○二·全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な 事項は、政令で定める。

(平一一法一○二·全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第 一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一○二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員 その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期 を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置 は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六○)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に 法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他 の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の 法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は 通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の目前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等 改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置 を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六○号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律 附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第 千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

### 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の 実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止 し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶 しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配 偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四·一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四·一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関

する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関 の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

#### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、 当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な 計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために 必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の 援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その 他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、 前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四·一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

#### (警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申 出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者か

ら引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシ ミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り 得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的 羞 恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他そ

の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十 五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

#### (管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 (平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

#### (保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、 次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに 足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に 関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認 めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、 又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。 (平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、ロ頭弁論 を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日に おける言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居 所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが三以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又

は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第 四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければ ならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、 当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定に よる命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後におい て、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を 経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをし た者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しよ

うとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人が その職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局 に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含 む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所 規則で定める。

#### 第五章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する 理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四·一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四·一部改正)

#### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を 行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働 大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用の うち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手
		からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定す
	者であった者	る関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
まで、第十一条第二項第		
二号、第十二条第一項第		
一号から第四号まで及び		
第十八条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又は	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合
	その婚姻が取り	
	消された場合	

(平二五法七二・追加)

# 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定による ものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す る。

(平二五法七二·一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

# 附 則 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

## (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に 関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係 る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、こ れらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四·一部改正)

## (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を 勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

# (施行期日)

第一条 この法律は、公布の目から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、 検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件について は、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規 定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討等) 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日 (政会への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄 (経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日

# 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、 本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

# (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるととも

に、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 第二章 基本方針等

#### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

# (都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における 活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定め るよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。

# 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進 に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規 定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業 主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定め なければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四·一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四·改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四·一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付 してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業 生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

#### (特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条 の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

#### (令元法二四・追加)

#### (委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正、令四法一二・一部改正) 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小 事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当 該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものと する。

(令元法二四·旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする 一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労 働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その 他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四·旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四·旧第十五条繰下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実 績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、 又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績 (令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、 創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するため に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四·旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四·旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における 女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとす る。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定 する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委 任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。 (令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止 の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 (令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった 者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者 (令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽 の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に 処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

# 附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定 (同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を 有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四·一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、 必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を 講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の 日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三

十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六 第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二 十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条 (次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に 対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 (令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施 行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる ものとする。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の 規定 公布の日

二略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規

定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令 で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日

# 4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日法律第五十二号)

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

#### (基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

#### (関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

#### (緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用

の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政 機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

# (都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援の ための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定め なければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、 当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以 下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

## (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を 行うものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って 相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介する こと。
- 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている 問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援 を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で 定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委 託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。 (女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

## (女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から 第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱 える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

# (女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、 自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

# (民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

#### (民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

#### (支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正 当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が 定める。

# 第四章 雑則

#### (教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の 関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

## (調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

#### (人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

## (民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大 臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を 抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難 な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

#### (都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三 以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令 及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該 活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を 除く。)の全部又は一部を補助することができる。

#### (国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)
- 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項 第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が 前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

#### 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

# 附 則 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年 法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日=令和四年六月一五日)

#### 三略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日=令和四年六月一七日)

# (検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況 について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# (準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

#### (婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、 法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

#### (政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

#### (政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

#### (施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

# 5 豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例

(平成 16 年 3 月 31 日条例第 5 号)

我が国では、日本国憲法で個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画社会基本法の制定をはじめ、法律や制度が次第に整備されてきた。

豊橋市においても、男女共同参画行動計画の策定や女性会館の開館など男女共同参画社会実現のための様々な取組を行ってきたが、今もなお、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が残されている。また、近年では、性別、性的指向又は性自認を理由とする差別、偏見等の課題もあり、より一層の取組が必要とされている。

こうした状況の下、これからの少子高齢社会の進展や家族形態の多様化などを展望したとき、全ての人が性別、性的指向又は性自認にかかわりなく、人として尊重され、個性と能力を十分に発揮することができるとともに、多様な生き方を認め合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現は、重要な課題である。

そこで、市、市民、事業主、市民活動団体等が協働して、男女共同参画及び性の多様性を尊重する 社会の形成に関する取組を一貫性を持って総合的、計画的に推進し、全ての人が性別、性的指向又は 性自認にかかわりなくいきいきと暮らせるまちづくりに資するため、この条例を制定する。

(一部改正〔令和4年条例41号〕)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進について、基本理念を定め、市、市民、事業主、市民活動団体及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、これを総合的、計画的に推進することにより、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会の形成に寄与することを目的とする。

(一部改正〔令和 4 年条例 41 号〕)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 全ての人が性別、性的指向又は性自認にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって全ての人が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (3) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る性別による格差を改善するため、必要な範囲内において、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 本人の意図にかかわらず、性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること(同性に対するもの及び相手方の性的指向又は性自認にかかわらず行われるものを含む。)をいう。

- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に身体的、精神的、性的又は経済的な苦痛を与える 暴力的行為をいう。
- (7) 性暴力 望まない性的な言動をいう。

(一部改正〔令和4年条例41号〕)

#### (基本理念)

- 第3条 男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりは、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
- (1) 全ての人が、個人としての尊厳が重んじられ、性別、性的指向、性自認又は性別表現(服装、仕草、言葉遣い等により表現する性別をいう。)による差別的取扱いを受けることなく、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が均等に確保され、及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が、全ての人の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 全ての人が、対等な構成員として社会のあらゆる分野で方針の決定、計画の立案等に参画する機会が確保されること。
- (4) 全ての人の家庭生活における活動について、性別、性的指向又は性自認にかかわらず、それぞれの協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護等の役割を円滑に果たし、かつ、その他の活動と両立できるよう配慮されること。
- (5) 全ての人が性の多様性を理解するとともに、性的指向又は性自認が尊重され、他の誰からも干渉又は侵害を受けないこと。
- (6) 全ての人が、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項を理解し、生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう自らの意思が尊重されること。
- (7) 男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進が国際社会における取組と密接な関係にあることから、国際的な理解と協力の下に行われること。

(一部改正〔令和 4 年条例 41 号〕)

## (市の役割)

- 第4条 市は、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的、計画的に実施するものとする。
- 2 市は、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策を実施するに当たり、国、県、市民、事業主、市民活動団体等と相互に連携し、協力を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策を実施するために 必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、自らが率先し、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進するものとする。

(一部改正〔令和4年条例41号〕)

#### (市民の役割)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会についての理解を深め、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策に 協力するよう努めるものとする。

(一部改正〔令和4年条例41号〕)

(事業主の役割)

第6条 事業主は、全ての人が職場における活動に対等に参画する機会を確保するとともに職場、家庭その他の活動が両立して行うことができるよう職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業主は、市が実施する男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(一部改正〔令和4年条例41号〕)

(市民活動団体の役割)

第7条 市民活動団体は、その活動に関し、方針の決定、計画の立案等において全ての人が性別、性 的指向又は性自認にかかわらず参画する機会を確保するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、市が実施する男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(一部改正〔令和4年条例41号〕)

(教育に携わる者の役割)

第8条 家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、第3条の基本理念に配慮して教育を行うよう努めるものとする。

(一部改正〔令和4年条例41号〕)

(性別、性的指向又は性自認による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別、性的指向又は性自認による差別的取扱い及び セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス又は性暴力を行ってはならない。
- 3 何人も、性的指向又は性自認の公表を本人に対して強制又は禁止してはならない。
- 4 何人も、本人の意に反して性的指向又は性自認を公表してはならない。

(一部改正〔令和4年条例41号〕)

(情報の表示に関する留意)

第 10 条 何人も、広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担若しくは暴力を助長させる表現又は過度の性的表現を行わないように留意するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策等

(基本計画の策定)

第11条 市長は、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策を総合 的、計画的に実施するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、基本計画の実効性を高めるため、その進行管理に係る適切な手法を導入するものとする。
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、第20条第1項の規定により置かれる豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くとともに、市民、事業主及び市民活動団体等の意見を反映できるよう措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(一部改正〔令和4年条例41号〕)

(積極的改善措置のための支援)

第 12 条 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の格差が男女の間に生じている場合、事業主等に対し、積極的に格差を改善するための支援を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第13条 市は、毎年度、基本計画に基づいた男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの 推進に関する施策の実施状況、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進状況等の報 告書を作成し、公表するものとする。

(一部改正〔令和4年条例41号〕)

(学習の支援等)

第 14 条 市は、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会についての関心と理解を深めるため、 市民の学習を支援するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において必要な措置を 講ずるよう努めるものとする。

(一部改正〔令和4年条例41号〕)

(調査研究)

第 15 条 市は、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関し調査研究を行い、 必要に応じてその結果を公表するものとする。

(一部改正〔令和4年条例41号〕)

(情報提供及び広報活動)

第 16 条 市は、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進活動を行う市民、事業主、市民活動団体等に対し情報の提供その他必要な支援を行うとともに、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会に関する理解を深めるための広報活動を行うものとする。

(一部改正〔令和 4 年条例 41 号〕)

(苦情の申出と処理)

第17条 市民、事業主、市民活動団体等は、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの 推進に関する施策又は市が実施する施策で男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進 に影響を及ぼすと認められるものについて苦情がある場合は、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する申出があった場合は、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(一部改正〔令和4年条例41号〕)

(相談の申出と処理)

第 18 条 市は、市民から第 3 条の基本理念に関し、権利侵害に関する相談の申出があった場合は、 関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(一部改正〔令和4年条例41号〕)

(拠点施設の整備)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、拠点施設の整備に努めるものと する。

第3章 男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり審議会

(一部改正〔令和4年条例41号〕)

第20条 市長は、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関し必要な事項を調 香審議させるため、審議会を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織する。
- 5 市長は、前項の規定による委嘱に当たり、委員の構成について、性別の偏り及び性の多様性に配慮しなければならない。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会に、専門的な事項を調査するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。
- 8 専門部会は、市長が委嘱する専門委員若干人で組織する。
- 9 専門委員は、当該専門的な事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 (一部改正 [令和 4 年条例 41 号])

# 第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている豊橋市男女共同参画行動計画については、第11条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

(豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年豊橋市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「表彰審査委員会委員」を「

表彰審查委員会委員

男女共同参画審議会委員

」に改める。

附 則(令和4年12月16日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に豊橋市男女共同参画審議会委員である者の任期については、なお従前の 例による。 (豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年豊橋市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

改正後 別表第1 (第1条関係)		改正前	1
		別表第1 (第1条関係)	
報酬		報酬	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(服务)	
(略)	(略)	(服务)	(略)
男女共同参画及び性		男女共同参画審議会	
の多様性を尊重する		委員	
社会づくりを推進す			
る審議会委員			
(略)		(路)	
(略)		(略)	

# 6 豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり審議会規則

(平成16年3月31日規則第8号)

#### (趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例(平成16年豊橋市条例第5号)第20条第9項の規定に基づき、豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

#### (委員)

第2条 審議会の委員は、市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

# (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

# (専門部会)

- 第5条 専門部会(以下「部会」という。)は、審議会の求めに応じ専門的な事項について調査し、その経過及び結果を審議会に報告する。
- 2 専門委員は、専門的な事項について、識見を有する者又は審議会委員のうちから市長が委嘱する。
- 3 部会長は、専門委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する専門委員が その職務を代理する。

# (雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

# 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日規則第22号)

#### (施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# 7 豊橋市男女共同参画審議会 委員名簿

(令和3年7月5日~令和5年3月31日)

氏名	所属団体等	備考
朝倉 あや子	豊橋商工会議所女性会 会長	令和4年4月1日から
井垣 圭佑	豊橋市小中学校PTA連絡協議会 ブロック役員	令和4年5月26日から
江坂 雅世	豊橋女性団体連絡会	令和2年8月2日から 令和4年8月1日まで
樫村 愛子	愛知大学文学部人文社会学科 教授	会長 令和2年8月2日から
小林 大悟	豊橋市小中学校PTA連絡協議会 ブロック役員	令和3年5月26日から 令和4年5月25日まで
近藤 京子	豊橋人権擁護委員	令和2年8月2日から
鈴木 洋子	公募	令和4年8月2日から
長坂 英樹	公募	令和2年8月2日から 令和4年8月1日まで
林 太造	豊橋青年会議所	令和4年8月2日から
水谷 津太枝	豊橋女性団体連絡会	令和4年8月2日から
宮澤 佐知子	豊橋商工会議所女性会 会長	令和2年8月2日から 令和4年4月1日まで
村井 裕一郎	公募	令和2年8月2日から
森 嘉隆	J A 豊橋 常務理事	副会長 令和2年8月2日から

# 8 豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり推進会議設置要綱

(平成2年5月28日)

#### (設置)

第1条 男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会実現に向けた施策について、総合的かつ効果的 に推進するため、豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり推進会議(以下「推進会 議」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現に向けた総合的な施策の企画及び計画的な推進に関すること。
  - (2) 基本計画の策定に関すること。
  - (3) その他必要な事項

#### (推進会議)

- 第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にある職員で組織し、会長は副市長をもって充て、副会長は 市民協創部長をもって充てる。
- 2 推進会議は、会長が招集する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、関係職員に対して推進会議へ出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (幹事会)
- 第4条 推進会議に幹事会を置き、別表2に掲げる職にある職員をもって構成し、幹事会の会長は市 民協働推進課長をもって充てる。
- 2 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現に向けた施策について、関係部課との連絡調整、調査及び研究に関すること。
  - (2) その他男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現の促進に関すること。
- 3 幹事会は幹事会の会長が招集する。
- 4 幹事会の会長は、必要に応じて関係職員を幹事会の臨時構成員にすることができる。
- 5 幹事会の会長は、必要に応じて会長の指定する関係課の職員をもってワーキング部会を設置する ことができる。

#### (男女共同参画等推進員)

- 第5条 幹事会に男女共同参画等推進員(以下「推進員」という。)を置く。推進員は各課代表の課 長補佐級等(不在の場合は主幹)の職にある者をもって充てる。
- 2 推進員は、所管業務において男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進を図ると ともに、所属職員の男女共同参画及び性の多様性を尊重する意識の醸成に努めるものとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民協創部市民協働推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成2年5月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(男女共同参画推進員の設置)

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 推進会議

役職	職名	
会長	杉浦副市長	
副会長	市民協創部長	
委員	危機管理統括部長	
"	総務部長	
"	財務部長	
11	企画部長	
11	福祉部長	
"	こども未来部長	
"	健康部長	
"	産業部長	
"	建設部長	
"	都市計画部長	
"	市民病院事務局長	
"	消防長	
"	教育部長	
計	15名	

別表 2 幹事会

役職		職名
会長	市民協創部	市民協働推進課長
幹事	12 To	防災危機管理課長
"	総務部	行政課長
"	"	人事課長
"	財務部	財政課長
11	企画部	政策企画課長
"	福祉部	福祉政策課長
11	<i>11</i>	生活福祉課長
"	こども未来部	子育て支援課長
11	<i>y</i>	こども若者総合相談支援センター長
"	健康部	健康政策課長
"	"	健康増進課長
"	n	こども保健課長
"	産業部	産業政策課長
"	"	商工業振興課長
11	11	農業企画課長
"	11	農業支援課長
"	建設部	住宅課長
11	都市計画部	都市計画課長
11	市民病院	管理課長
"	消防本部	総務課長
11	教育部	教育政策課長
"	"	学校教育課長
"	"	生涯学習課長
計		24名

# 9 とよはしハーモニープラン 2023-2026 豊橋市男女共同参画基本計画 策定経過

	市民に	よる検討	庁内における検討		
日付	会議	内容	日付	会議	内容
令和3年 7月5日	審議会	・男女共同参画に関する 市民意識調査について			
8月		・男女共同参画に関する 市民意識調査の実施			
令和 4 年 3 月 30 日	審議会	・市民意識調査の結果について ・次期男女共同参画行動計画「とよはしハーモニープラン」について			
			令和 4 年 5 月 12 日	第1回幹事会	・次期豊橋市男女共同参画行動計画 の策定について ・計画策定ワーキング部会の設置に ついて
			7月13日	第1回 ワーキング	・現計画の取組状況分析表について ・次期計画の体系案について ・次期計画に位置付ける取組及び指標の提案について
7月19日	審議会	・次期豊橋市男女共同参 画行動計画について			
			8月29日	第2回幹事会	・現計画の取組み結果分析表、指標・ 目標値の実績値について ・次期とよはしハーモニープラン(仮 称)の体系案について
9月12日	審議会	・次期とよはしハーモニ ープラン(仮称)について			
			9月22日	第1回推進会議	・とよはしハーモニープラン(2018- 2022)の取組み結果分析表、指標・ 目標値の実績値について ・次期とよはしハーモニープラン(仮 称)について
			11月1日	第3回 幹事会	・次期とよはしハーモニープラン(仮 称)の素案について
11月11日	審議会	・とよはしハーモニープ ラン 2023-2026 (仮称) について			
			11月29日	第2回 推進会議	・とよはしハーモニープラン(2023- 2026)(豊橋市男女共同参画基本計 画)(仮称)について
			11月30日	教育委員会 定例会	・とよはしハーモニープラン 2023- 2026(仮称)豊橋市男女共同参画基 本計画(素案)について
			12月9日	政策会議	・とよはしハーモニープラン 2023- 2026 豊橋市男女共同参画基本計画 (仮称) の策定について
			12月23日	総務委員会	・とよはしハーモニープラン 2023- 2026 豊橋市男女共同参画基本計画 (仮称) の策定について
令和5年 1月13日~ 2月13日		・とよはしハーモニープラン 2023-2026 豊橋市男女共同参画基本計画(仮称)(案)の公表・パブリックコメントの実施			

# 10 男女共同参画に関する施策の経過(年表)

年	世界	国	愛 知 県	豊橋市
1946年 (昭和 21年)	・「国連婦人の地位委員 会」設置	・戦後第1回総選挙で初 の婦人参政権が行使 ・「日本国憲法」公布		
1948 年 (昭和 23 年)		・労働省に「婦人少年 局」設置		
1967年 (昭和 42年)	・婦人に対する差別撤廃 宣言			
1968年 (昭和43年)				・社会教育課に「婦人教 育係」設置
1972年 (昭和 47年)	・国際連合で 1975 年を 「国際婦人年」宣言			
1975年(昭和50年)	・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)「世界 行動計画」採択	・総理府内に「婦人問題 企画推進本部」設置		
1976年 (昭和 51年)	・「国連婦人の 10 年」始 まる(~1985 年)	・「特定業種育児休業 法」施行(女子教育職 員・看護婦・保母等を 対象) ・「民法等の一部を改正 する法律」施行(離婚 後の姓の選択自由)	<ul><li>・総務部に「青少年婦人室」設置</li><li>・「愛知県婦人関係行政推進会議」「愛知県婦人問題懇話会」設置</li></ul>	
1977年 (昭和52年)		•「国内行動計画」(昭和 51~61年)策定		
1979年 (昭和 54)年	・「女子に対するあらゆる 形態の差別の撤廃に 関する条約」(女子差 別撤廃条約)採択			
1981年(昭和 56年)		・「民法及び家事審判法 の一部を改正する法 律」施行(配偶者の法 定相続分引き上げ)		
1985年 (昭和 60年)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	<ul><li>・「国籍法及び戸籍法の 一部を改正する法律」 施行(父母両系血統主 義の採用)</li><li>・「女子差別撤廃条約」 批准</li></ul>		
1986年 (昭和 61年)		・「改正国民年金法」施 行(女性の年金権の確 立) ・「男女雇用機会均等 法」施行		<ul><li>教育委員会に「婦人 係」設置</li><li>「婦人の生活と意識に 関する調査」実施</li><li>「婦人対策第一次5カ 年計画」策定</li></ul>
1987年 (昭和 62年)		・「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」策 定		・「婦人問題懇話会」「婦 人行政推進会議連絡 会」設置 ・「婦人の生活と意識に 関する報告書」発行
1988年 (昭和63年)				・「婦人フェスティバル」 開始
1989 年 (平成元年)			・「あいち女性プラン」策定	・婦人意識啓発冊子「と よはしの女性」発刊 ・婦人問題懇話会から報 告書提出 ・「婦人問題懇談会」設置 ・「市民意識調査報告 書」の発行

年	世界	国	愛知県	豊橋市
1990 年 (平成 2 年)	・「ナイロビ将来戦略の 見直しと評価に伴う勧 告及び結論」採択			・婦人問題懇談会から 「女性行動計画策定に 向けての提言」(中間 報告書)提出 ・「婦人行政推進会議」 設置 ・婦人問題懇話会から提 言書提出
1991 年 (平成 3 年)		・「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」の 第一次改定		・「未来をひらくとよはし 女性プラン」策定 ・設楽町との女性交流事 業開始
1992 年 (平成 4 年)		・「育児休業法」施行 ・「婦人問題担当大臣」 任命		・教育委員会・社会教課 育事委員会・社会教課 計事少年女性課設を「 一書少年女性課設を「 一書の一部では 一書の一部では 一書の一部では 一書の一部では 一部では 一部では 一部では 一部では 一部では 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で
1993 年 (平成 5 年)	<ul><li>・世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」 採択</li><li>・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する 宣言」採択</li></ul>	<ul><li>・「パートタイム労働法」 公布・施行</li><li>・中学校での家庭科の 男女必修実施</li></ul>		・女性だより「花づな」発 行開始
1994 年 (平成 6 年)		・「男女共同参画室」、 「男女共同参画審議 会」、「男女共同参画推 進本部」設置 ・高校での家庭科の男 女必修実施		・「女性会館」開館 ・「女性フォーラム」開始 ・「女性会館運営協議会」設置 ・女性相談事業開始
1995 年 (平成 7 年)	・「第4回世界女性会議」 (北京)「北京宣言」及 び「行動綱領」採択			•「女性会館利用者懇談 会」開始
1996 年 (平成8年)		・「男女共同参画2000年 プラン」策定		・女性人材育成事業開 始
1997 年 (平成 9 年)		・「男女雇用機会均等 法」改正	・「あいち男女共同参画 2000 年プラン」策定	・市民意識調査にて「女性問題」調査 ・「女性問題懇話会」設置 ・「男女共同参画推進地域フォーラム」開催
1998年 (平成 10年)				・女性問題懇話会から 「未来をひらくとよはし 女性プランの見直しの 基本方向」提言 ・三遠南信地域女性交 流事業開始

年	世界	国	愛知県	豊橋市
1999 年 (平成 11 年)		・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) ・「男女雇用機会均等法」改正(女性に対する差別の禁止、セクシュアル・ハラスメントの防止)		・「とよはし男女共同参画 2000年プラン」策定 ・「男女共同参画課」設置 ・「女性行政推進会議」 を「男女共同参画推進 会議」に改称 ・「女性問題懇話会」を 「男女共同参画推進懇話会」に改称 ・ファミリー・サポート・センターを設置
2000年(平成 12年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨ ーク国連本部)「政治 宣言」、「成果文書」採 択	<ul><li>・「男女共同参画基本計画」策定</li><li>・「介護保険法」施行</li><li>・「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行</li></ul>		•異業種交流会開始
2001年 (平成 13年)		・「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保 護に関する法律」(DV 防止法)施行 ・「男女共同参画週間」、 「女性に対する暴力を なくす運動」スタート	•「あいち男女共同参画 プラン 21〜個性が輝く 社会をめざして〜」策 定	•「男女共同参画に関する意識調査」実施
2002年(平成 14年)		・「育児・介護休業法」改 正(仕事と家庭の両立 支援策の充実)	•「愛知県男女共同参画 推進条例」施行	・男女共同参画推進懇 話会から「とよはし男女 共同参画プラン」見直 しの基本方向について 提言
2003年 (平成 15年)		<ul> <li>・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定</li> <li>・「母子及び寡婦福祉法」等改正(母子家庭等の自立促進)</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」施行</li> </ul>		・「とよはしハーモニープラン 21〜男女共同参画が奏でるパートナーシップ〜」策定
2004年 (平成 16年)		・「DV防止法」改正(配 偶者からの暴力の定義 拡大、保護命令制度の 充実)		•「豊橋市男女共同参画 推進条例」制定
2005年 (平成 17年)	・「第49回国連婦人の地 位委員会(北京+10)」 (ニューヨーク)	・「改正育児・介護休業 法」施行(介護休暇取 得の拡大、子の看護休 暇の創設) ・「女性の再チャレンジ支 援プラン」策定 ・刑法等の改正(人身売 買罪の新設) ・「男女共同参画基本計 画(第2次)」策定	・「配偶者からの暴力防 止及び被害者支援基 本計画」(DV基本計 画)策定	・「男女共同参画に関する市民の意識調査」実施
2006年 (平成 18年)			・「あいち男女共同参画 プラン 21」改定	・男女共同参画課が企 画部から文化市民部へ 移管

年	世界	国	愛 知 県	豊橋市
2007年 (平成 19年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行(性別による差別禁止範囲の拡大)・「仕事と生活の調和憲章」、「仕事と生活の調和 和推進のための行動指針」策定		
2008年(平成 20年)		<ul><li>・「女性の参画加速プログラム」決定</li><li>・「パートタイム労働法」 改正</li><li>・「DV防止法」改正</li></ul>	・「配偶者からの暴力防 止及び被害者支援基 本計画」(2次)策定	・「男女共同参画に関する市民の意識調査」実施
2009年(平成 21年)	<ul><li>・第 53 回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)「HIV/AIDS のケア提供を含む男女間の平等な責任分担について」</li></ul>			・「豊橋市女性会館」を 「男女共同参画センタ ー(愛称:パルモ)」に 改称
2010年 (平成22年)	・「第54回女性の地位委 員会(北京+15)」(ニュ ーヨーク)	·「改正育児·介護休業法」施行 ・「第3次男女共同参画 基本計画」策定		
2011年(平成 23年)			・「あいち男女共同参画 プラン2011-2015〜多 様性に富んだ活力ある 社会をめざして〜」策 定	<ul><li>・「男女共同参画に関する市民の意識調査」実施</li><li>・市民協働推進課と統合し、男女共同参画グループを設置</li></ul>
2013年 (平成 25年)		・「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保 護等に関する法律」に 法律名改正	・「配偶者からの暴力防 止及び被害者支援基 本計画」(3次)策定	・「とよはしハーモニープ ラン 2013-2017」策定
2014年 (平成 26年)				・「男女共同参画に関す る市民の意識調査」実 施
2015年 (平成 27年)		・「第4次男女共同参画 基本計画」策定 ・「女性の職業生活にお ける活躍の推進に関す る法律」施行		
2016年 (平成 28年)			・「あいち男女共同参画 プラン 2020〜すべての 人が輝き、多様性に富 んだ活力ある社会をめ ざして〜」策定	・「男女共同参画に関する市民の意識調査」実施
2017年 (平成 29年)		<ul><li>・「改正男女雇用機会均等法」施行</li><li>・「改正育児・介護休業法」施行</li></ul>		
2018年 (平成 30年)		・「政治分野における男 女共同参画の推進に 関する法律」施行	・「配偶者からの暴力防 止及び被害者支援基 本計画」(4次)策定	・「とよはしハーモニープ ラン 2018-2022」策定
2019 年 (令和元年)	・「男女平等に関する宣 言(G7)」(パリ)			・「男女共同参画に関す る市民の意識調査」実 施
2020 年 (令和2年)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(女性活躍・ハラスメント規制法)」施行・「第5次男女共同参画基本計画」策定		

年	世界	国	愛 知 県	豊橋市
2021年 (令和3年)			・「あいち男女共同参画 プラン 2025~すべて の人が生涯輝く、多様 性に富んだ社会をめざ して~」策定	<ul><li>・「男女共同参画に関する市民の意識調査」実施</li><li>・「豊橋市パートナーシップ制度」開始</li></ul>
2022 年 (令和4年)		・「改正育児・介護休業 法」施行 ・女性活躍推進法の制 度改正(男女の賃金の 差異公表義務化(301 人以上の事業主))		
2023 年 (令和5年)				・「とよはしへ」ではした。 ラン 2023 - 2026」 第一年二年 ラン 2023 - 2026」 第一年 一定 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 9 年 9 年 9 年 9 年 9 年 9 年 9 年 9 年 9 年 9

# 11 アンケート調査

# (1) 調査の目的

本調査は、豊橋市の男女共同参画の現状や市民の考えを把握し、「次期とよはしハーモニープラン」の基礎資料を得る目的で実施しました。

# (2) 調査の方法

調査地域: 豊橋市全域 調査対象: 豊橋市に在住する 16 歳以上の男女

(16~19歳への調査は今回が初)

標本数 : 3,000 人 抽出方法: 男女各 1,500 人を年代別・地域別で無作為抽出 調査方法: 郵送法 調査時期: 令和 3 年 8 月 1 日~8 月 31 日

# (3)調查項目

①属性 ②男女の平等感について

③男女の意思決定について ④家庭・仕事・地域活動のバランスについて

⑤男女の働き方について ⑥生活について

⑦子どもへの男女共同参画教育について ⑧配偶者等からの暴力について

⑨豊橋市男女共同参画センター「パルモ」について

⑩男女共同参画社会について

# (4) 回収結果

配布数:3,000件

有効回収数:839件(27.9%)

# 12 パブリックコメント

# (1) 実施の目的

とよはしハーモニープラン 2023-2026 豊橋市男女共同参画基本計画(仮称) (案)に対する意見を募集するため、パブリックコメント制度による意見募集を実施しました。

(2) 実施方法・提出意見

募集期間:令和5年1月13日~2月13日

提出方法:郵送、ファックス、持参、電子メール、豊橋市ホームページ

提出意見: 3人から提出

# とよはしハーモニープラン 2023-2026 豊橋市男女共同参画基本計画

令和5年3月

発行: 豊橋市 市民協創部 市民協働推進課

住所: 〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1番地

T E L: (0532)51-2188 F A X: (0532)56-5128